

修正箇所について

(下線が変更点)

【整備省令案】

条項	修正後	意見募集時								
題名	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う防衛省関係省令の整備等に関する省令	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う防衛省 <u>所管の</u> 関係省令の整備等に関する省令								
第3条（別記様式第四）（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）	【修正後の改正案】 別記様式第四（第十三条及び第二十二条関係） 発 給 番 号 発給年月日 農 （給付金支給機関の長） 印 若年定年退職者給付金追給通知書 年 月 日付で貴農から請求の<u>あつた</u>若年定年退職者給付金の追給については、下記のとおり、 支給する ことに決定したので通知する。 支給しない なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の迅速を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁判の迅速を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。 記 <table><tr><td>追 給 金 額</td><td>円</td></tr><tr><td>不支給の理由</td><td></td></tr></table> 細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金追給調書のとおり。 備考 不要の文字は、抹消すること。	追 給 金 額	円	不支給の理由		【意見募集時の改正案】 別記様式第四（第十三条及び第二十二条関係） 発 給 番 号 発給年月日 農 （給付金支給機関の長） 印 若年定年退職者給付金追給通知書 年 月 日付で貴農から請求のありました若年定年退職者給付金の追給については、下記のとおり、 支給する ことに決定したので通知します。 支給しない なお、この決定についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができます。 また、この決定の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができます（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することはできません）。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の迅速を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁判の迅速を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することはできません）。 記 <table><tr><td>追 給 金 額</td><td>円</td></tr><tr><td>不支給の理由</td><td></td></tr></table> 細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金追給調書のとおりです。 備考 不要の文字は、抹消すること。	追 給 金 額	円	不支給の理由	
追 給 金 額	円									
不支給の理由										
追 給 金 額	円									
不支給の理由										

【整備訓令案】

条項	修正後	意見募集時
題名	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う防衛省 <u>所管の</u> 関係訓令の整備等に関する訓令